

1-9

JASRACの信託者になった方がいいの？ ～信託者になるメリット・デメリット、信託者になる要件

これまで、音楽出版社がJASRACと信託契約を締結し、楽曲の著作権をJASRACに管理委託することを前提にお話してきました。

ですが、実は、音楽出版社だけでなく、作家自身もJASRACと信託契約を結び、「信託者」になることができます。

では、作家がJASRACの信託者になると、どのようなメリットがあるのでしょうか？

1 作家がJASRACの信託者になるメリット

(1) 音楽出版社と契約していない作品でもJASRAC管理になる

JASRACの信託者でなければ、ある作品をJASRACに管理してもらうためには、音楽出版社と著作権契約書を締結しなければなりません。

しかし、JASRACの信託者であれば、**音楽出版社と契約していない作品もJASRACに著作権が移転し、JASRACが管理することになります。**

今の時代、自主制作してYouTubeなどにアップした作品がバズって多数回再生されるということもあり得ますよね。そんな場合にJASRAC信託者であれば、音楽出版社と契約しなくても著作権使用料を受け取ることができるわけです。

(2) 演奏権使用料が直接に支払われる

メジャーレーベルからリリースされる場合などの音楽ビジネス上は、**作家がJASRACの信託者になったからといって、作家が直接にJASRACに作品の著作権を管理委託するわけではありません。**作家は、今までどおり音楽出版社と著作権契約書を締結して、音楽出版社がJASRACに作品届を提出して著作権を管理委託します。

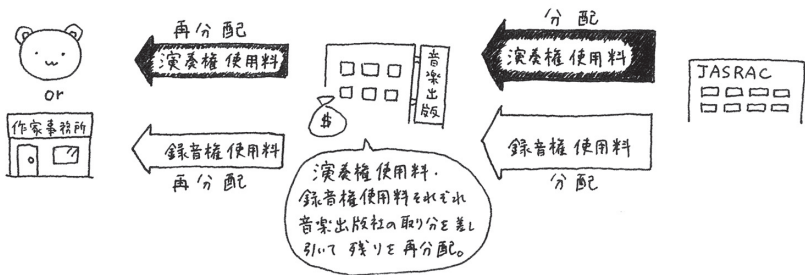
では信託者而非信託者との違いはどこかかというと、JASRACの信託者になると、著作権使用料のうち「**演奏権使用料**」については、音楽出版社経由ではなく、**JASRACから作家に直接支払われます。**これは、著作権管理団体の国際的な組織であるCISAC（著作権協会国際連合）のルールにより、演奏権については1曲ご

との著作権使用料のうち少なくとも50%は作詞家・作曲家の取り分とする必要があるためです。

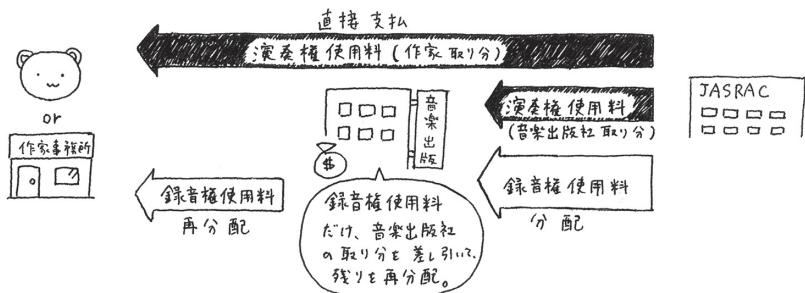
紛らわしいのですが、ここでいう「演奏権」とは、支分権の「演奏権」や1-8で説明した11区分の「①演奏権等」だけではなく、**放送・有線放送、インタラクティブ配信、業務用通信カラオケの一部も含まれる概念**です¹⁾。国際的なルールに基づく関係で、海外で「performing rights」といわれる権利に対応する部分のことです。これに対して、CD・DVDへの録音やレンタルなどで利用する権利を「mechanical rights」（録音権）といいます。

演奏権使用料についてはJASRACから作家に直接支払われるので、音楽出版社経由の場合に比べて2ヶ月ほど早く受領することができ（原則として毎年3月、6月、9月、12月の25日に振り込まれます）、演奏権使用料の明細書もJASRACから

＜つまり JASRAC 信託者ではない場合＞



＜つまり JASRAC 信託者の場合＞



1) 「CISACゴールデンルール」は、「演奏、放送、有線放送、上映その他の無形物利用の使用料」に関して、音楽出版者の取り分が50%を超えてはならないことを定めている。『JASRAC概論』88頁

送付されます。インターネット上でも分配の詳細データ（配信であればどのサイトのどんなページで何回再生されたなど）を見ることができます。

(3) 海外で作品が利用された場合の演奏権使用料

JASRACが管理している作品が海外で利用された場合、作家が**JASRACの信託者であれば、演奏権・録音権問わず、作品が海外で利用された分の著作権使用料を受け取ることができます**。しかし、作家が**JASRACの信託者でない場合、作家は、海外で利用された分の演奏権使用料を受け取ることができない**という大きなデメリットがあります。

少しややこしい話なのですが、以下のような理由からです。

JASRACが管理している作品が海外で利用された場合、その国の著作権管理団体が著作権使用料を徴収（または分配）し、JASRACに送金します。これは、JASRACが海外の著作権管理団体と**相互管理契約**をしているためです。

ただ、海外の著作権管理団体の多くは、相互管理契約を締結している管理団体（日本であればJASRAC）に権利を委託している音楽出版社や作家の取り分についてのみ、著作権使用料を徴収してその団体に送金しています。JASRACに権利が委託されていない作家の著作権使用料は徴収も送金もされないのです。

「作家がJASRACの信託者じゃなくても、作家は音楽出版社に著作権を譲渡していて、音楽出版社がJASRACの信託者なんだから問題ないんじゃないの？」と思われるかもしれません。

たしかに、録音権使用料については問題ありません。通常、音楽出版社は、JASRACとの関係では、その曲の著作権使用料の取り分の100%をもっています（いったん音楽出版社が全額受け取り、のちに音楽出版社が作家に再分配するという形をとっています）。そのため、海外の著作権管理団体は、JASRACの信託者である音楽出版社の取り分（つまり100%）を徴収し、JASRACに送金します。ですので、日本で作品が利用された場合と同様、作家は、音楽出版社経由で著作権使用料を受け取ることができます。

他方、演奏権使用料については事情が変わります。先ほどお話ししたCISACのルールにより音楽出版社の1曲ごとの演奏権使用料の取り分は50%を超えないことになっているので、作家がJASRAC信託者でない場合、ほとんどの海外の著作権管理団体は、作家の取り分には関知せず、音楽出版社の取り分（つまり50%まで）だけしか徴収しません（利用者からの演奏権使用料の徴収については、曲目ご

との徴収ではなく包括契約に基づく包括使用料として徴収していることが多いので、「包括使用料の分配にあたって音楽出版社の取り分しか分配されない」と言った方が正確かもしれません。そのため、作家は著作権使用料を受け取ることができないのです。これに対して、作家がJASRACの信託者の場合、海外の著作権団体は、音楽出版社の取り分だけでなく作家の取り分も分配してJASRACに送金するので、作家は演奏権使用料を受け取ることができるわけです。

ちなみに、音楽出版社が海外にサブパブリッシャー（海外支店のようなもの）をもっている場合は徴収と分配の流れが異なりますが、JASRACの信託者でない場合に海外での演奏権使用料を受け取ることができないという点は同じです。

(4) 公表時編曲

1-10で詳しくお話しますが、JASRACの信託者であれば、公表時編曲の制度を利用することが可能というメリットもあります。

2 JASRACの信託者になるデメリット

JASRACの信託者になると、信託契約の契約期間中、自分がこれまでに作ってきた音楽作品と、これから作る音楽作品のすべての著作権がJASRACに移転することになります（管理委託契約約款第5条1項）。

ですので、今後は、音楽出版社に著作権譲渡するような場合を除き（同3項参照）、基本的には**音楽作品の著作権を第三者に譲渡することができなくなってしまいます**。たとえば、地下アイドルのプロダクションやゲーム会社に、気軽にいわゆる「買取り」で著作権譲渡することができなくなります。そのため、JASRAC信託者の作家に仕事を依頼しながらないプロダクションやゲーム会社もあります²⁾。

また、同様に、**自分で作った楽曲をCDにして同人活動で売ったりインターネット上に投稿する場合にはJASRACの許諾と使用料の支払が必要になります**。ただし、これには一定の例外があり、音楽出版社に譲渡していない楽曲を自分で利用する場合は、事前にJASRACの手続をした上で、CDであれば1000枚以下、

2) ただし、実際には、管理委託範囲の選択や、ゲーム委嘱作品に関する使用料免除の制度（管理委託契約約款第17条2項4号）により対処することが可能な場合も多い。

Chapter 1

インターネット配信については配信期間3ヶ月まで（またはリクエスト1000回まで）などの上限の範囲であれば可能となっています。それでも上限を超えるようであれば、年に1回のタイミングで管理委託範囲を変更できますので、たとえば「②録音権等」を管理委託から除外するなどの方法をとるのも手です。また、YouTube、ニコニコ動画での投稿やiTunesやApple Musicでの配信などは、プラットフォームがJASRACに著作権使用料を支払っているの、問題なく行うことができます。

利用形態	規模の上限
演奏会等 	入場料と会場定員数との積が400万円まで (入場料 × 会場定員数 ≤ 400万円) ただし、演奏の態様により必然的に会場の規模が大きくなるなど合理的な理由がある場合(*)には、基準にかかわらず、対象とすることができます。 *オーケストラなど、出演者が多く報酬等の費用が高額になるため入場料を高く設定せざるを得ない場合、楽器編成・舞台装置等設備の制約から規模の大きい会場を使用せざるを得ない場合 など
複製 (オーディオ録音 ビデオグラム録音 出版) 	複製数1,000枚・部まで
インタラクティブ配信 	「配信期間が3か月まで」または 「リクエスト回数が1,000回に達するまで」 の いずれか短い方の期間

出典：JASRAC「ご自身の作品を自ら使用する場合について」

このような例外はありますが、活動する分野によっては自由なクリエイター活動に少なからず制約がかかってしまうのは事実です。JASRACの信託者になるのはメリットばかりではないということも、きちんと認識しておく必要があります。

ちなみに、JASRACと信託契約を締結する時点で、既に「買取り」で契約して著作権を譲渡している楽曲については、その著作権がJASRACに移転することはありません。信託契約の際に、これまでに作ったすべての音楽作品を確認することになるのですが、その際に「この楽曲は著作権を保有していないので、管理対象から除外してください」ということができます。ですので、以前のクライアントに迷惑をかけることはありません。

3 JASRACの信託者になる要件について

誰もがJASRACの信託者になれるわけではなく、JASRACの信託者になるためには一定の要件があります。

JASRACと信託契約を締結して「信託者」になる要件は、

- ① 原則として過去1年以内に第三者によって楽曲が利用されていること
または
- ② 第三者によって利用されることが確定していること

です。ここでの「利用」とは、具体的には下の表のどれか1つに当たる必要があります。「第三者」の利用が要件なので、「自分の作った作品が同人活動での手売りでたくさん売れた」という自己利用ではダメです。

もっとも、自分の楽曲がメジャーレーベルのCDとしてリリースされている場合はクリアしますし、インディーズの地下アイドルなどへ楽曲提供した場合でもそのCDやDVDが累積製造枚数1,000枚を超えていればこの要件を満たすので、ハードルはそんなに高くありません。

利用方法	利用実績
演奏等	入場料がある催物で、作品が利用されていること。 定員が500名以下の会場の場合は、1年以内に3回以上演奏されていることが必要です。 ※ご自身（音楽出版者の場合は自社）が主催する催物は除きます。
放送等	NHKや民間放送（BS・CS放送を含む）のテレビ・ラジオにおいて、作品が利用されていること。 ※コミュニティ放送・ミニFM・イベント用放送は除きます。
映画	映画館又は入場料のある上映会等において利用されていること。 定員が500名以下の会場の場合は、1年以内に3回以上上映されていることが必要です。
出版等	全国に流通する楽譜・雑誌等の出版物で、作品が利用されていること。 ただし、出版社などが、市販を目的として企画・製作した出版物に限られます。 ※自費出版・委託出版・同人誌及びこれに準ずるものは除きます。
オーディオ録音 及び ビデオグラム録音	全国に流通するCD、DVD等の録音・録画物に、作品が利用されていること。ただし、レコードメーカーなどの録音・録画物製作者が、市販を目的として企画・製作し、累積1,000枚以上製造された録音・録画物に限られます。

	※ご自身（音楽出版者の場合は自社）が企画し、製作にかかる費用等を負担した自主製作盤・委託盤及びこれに準ずるものは除きます。
有線放送等	有線ラジオ放送又は有線テレビジョン放送において利用されていること。 ※受信契約世帯数が10,000以下のもの及びリクエストチャンネルは除きます。
業務用 通信カラオケ	業務用通信カラオケにおいて、作品が利用されていること。 ※投稿型サービスは除きます。
インタラクティブ 配信	商用配信サイト（投稿型サービスを除く）において、 <u>1,000回以上</u> のリクエストがされていること。 ※ご自身（音楽出版者の場合は自社）が運営するサイトは除きます。 ※（作詞者・作曲者の場合）ご自身が配信代行サービスと直接契約して配信登録した利用は除きます。

出典：JASRACウェブサイト「著作権信託契約を結ぶには」を利用して作成
<https://www.jasrac.or.jp/contract/trust/condition.html>

この要件を満たして、JASRACに申込みを行い、JASRACの理事会の審査に通れば、信託契約を締結することができ、「信託者」になることができます。

1-8でお話したように、著作権の管理委託範囲の11区分のうち一部だけを管理委託するという契約も可能です。また、信託契約締結後でも、年に1回のタイミングで管理委託範囲を変更することができます（毎年12月末までに手続きを行えば、翌4月1日以降変更されます）。

これまで申込金として25,000円（税別）が必要でしたが、2020年9月以降の契約については無料になりました。

4 JASRACの準会員、正会員

(1) 準会員、正会員のメリット

JASRACの「信託者」のうち、さらに一定の要件をみると、「準会員」「正会員」という資格を取得することができます。普段の会話などではあまり「信託者」と「会員」を区別せず、信託者のことを「JASRAC会員」と呼ぶことも多いのですが、JASRACの組織上は明確に区別されています。

JASRACの準会員、正会員になるメリットは何かというと、JASRACの施設の利用や法律相談・税務相談、社員総会での議決権行使などです。これらにあまり興味がないという場合は、信託者のままで構いません。実際、信託者のままの作

家が一番多いようです。信託者のままでも、毎月、「JASRAC NOW」という会報誌を送ってもらえます。

会員の権利および福利厚生

	項目	信託者	準会員	正会員
会員の権利	社員総会出席・議決権の行使	×	×	○
	会長・理事・監事の選任・被選任資格	×	×	○
	会員名簿・事業年度に係る計算書類等の閲覧など	×	○	○
福利厚生・その他	会員保養施設の利用	×	○	○
	顧問弁護士による法律相談	×	○	○
	確定申告・相続税等に関する税務相談	×	○	○
	けやきホールの利用	×	○	○
	会員談話室の利用	×	○	○
	会員カードの発行	×	○	○
	会報の送付	○	○	○

出典：JASRACウェブサイト「会員と信託者について」
<https://www.jasrac.or.jp/contract/trust/person.html>

(2) 準会員になるための要件

先ほど説明した「信託者」になるための要件を満たして、「会員」になることを希望して信託契約の申込みを行い、JASRACの理事会の審査が通れば「準会員」になることができます。入会金は25,000円、年会費は4,000円です。初年度の年会費は、入会の時期に応じて減額措置があります。

(3) 正会員になるための要件

JASRACの準会員になり、さらに、

① JASRACの準会員として過去1年間、会員としての義務を完全に履行していること

② 過去2年間の著作権使用料の分配額が合計40万円を超えていること
 という要件をクリアし、毎年3月にJASRACの理事会で行われる正会員資格の審査に通れば正会員になることができます。年会費は12,000円です。

ここまでの説明は、作家個人が信託者、準会員、正会員になる要件です。音楽出版社として、信託者、準会員、正会員になる要件や入会金・会費の額は少し異なりますので、ご注意ください。

5 信託契約の期間について

信託契約の期間は、契約の開始日から2年を経過した後、最初に到来する3月31日までです（管理委託契約約款第10条1項）。もっとも、契約期間の満了の3ヶ月前までに更新しないという通知をしない限り、3年ごとの自動更新になります（同第11条）。更新にあたって更新料などの新たな費用は必要ありません。ただし、正会員・準会員は、毎年、年会費がかかります。

6 まとめ

以上、今回は、JASRACの信託者になるメリット・デメリット、信託者になる要件などについてお話しました。

JASRACの信託者になるか否かは、作家にとって重要な決断です。今回の話を踏まえ、先輩作家の意見なども聴いて、じっくり考えて判断していただければと思います。

1-10 編曲者（アレンジャー）にはどんな権利があるの？

～編曲者の権利、その実務上の取り扱い、公表時編曲

音楽クリエイターとして活動していると、CD音源制作などの際の編曲（アレンジ）の依頼を受けることがあります。

自分のデモ曲が採用された上で編曲まで依頼される（つまり作曲と編曲を兼ねる）ということもあれば、編曲家（アレンジャー）として活動し、他の作曲家の曲の編曲だけを依頼されることもあります。

それでは、編曲者にはどのような権利があり、音楽ビジネス上どのように取り扱われているのでしょうか？

1 アレンジャーの仕事について

編曲（アレンジ）とは、古典的には、作曲家がピアノなどで作ったメロディ（またはメロディと簡単な伴奏だけの曲）に、ドラム・ベース・ギター・ピアノ・ストリングスなどの楽器を加えて楽曲を演出することです。

ただ、近年は、もともとディレクターが行っていた仕事のアレンジャーに移ってきたことや、DAW¹⁾ やソフトウェア音源が発達したことにより、アレンジャーの仕事も変容しています。

近年のJ-POPの現場では、作曲家によりある程度の編曲がなされたデモ曲をブラッシュアップしたり、または既に存在する音源と異なる編曲（たとえばPOPSの音源をダンスミュージックにするなど）を行い、DAW上でトラックを制作することだけでなく、多くの場合、生音のレコーディングの際に各プレイヤーにディレクションをすること、最後のトラックダウン（TD）に立ち会うことまでがアレンジャーの仕事になっています。

1) Digital Audio Workstationの略。MIDI入力、オーディオ録音、編集、ミックス等までの一連の音楽制作を行うためのソフトウェアを指す。